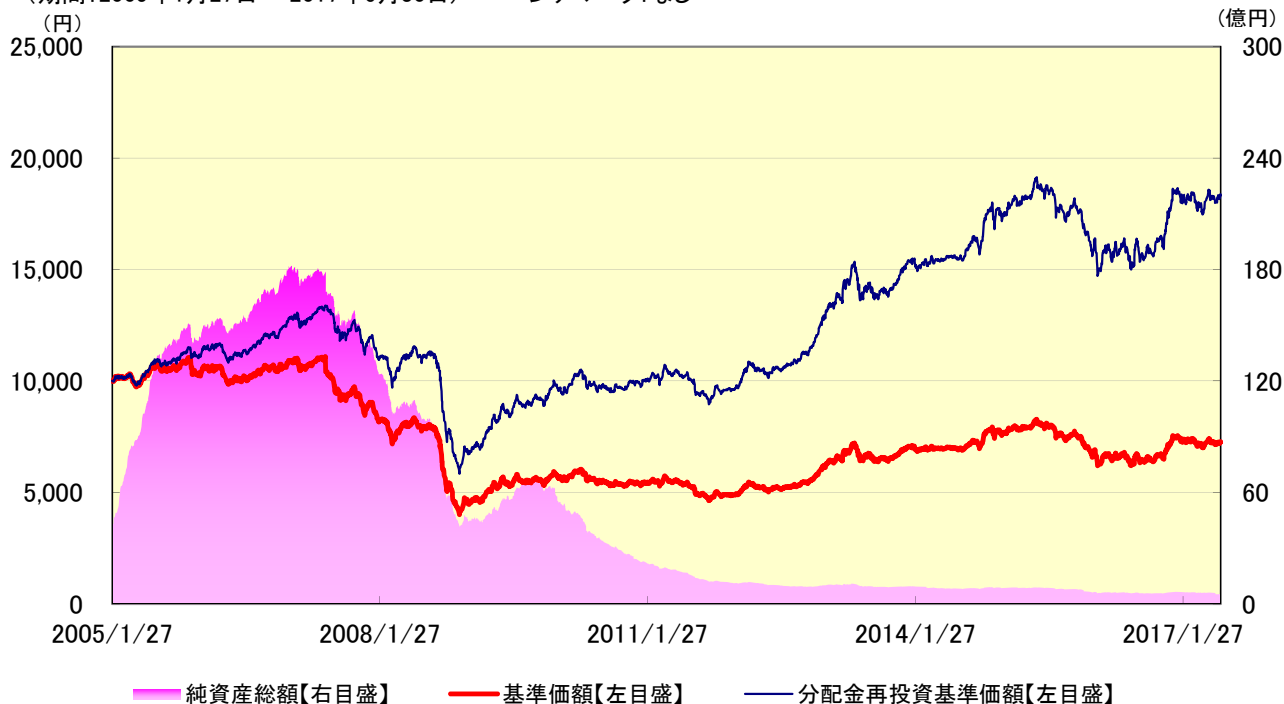


運用状況

設定日	2005年1月28日	償還日	2017年7月20日	決算日	原則毎月20日
当初設定元本	4,331百万円				
基準日	2017年6月30日	前月末比	基準価額は、10,000口当たりです。		
基準価額	7,257円	+34円	設定来高値	11,093円	2007年6月19日
純資産総額	533百万円	-60百万円	設定来安値	3,999円	2008年12月18日

◆運用実績 - ファンドの基準価額と純資産総額の推移 -

(期間: 2005年1月27日 ~ 2017年6月30日) ベンチマーク: なし



- ・基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。
- ・分配金再投資基準価額は、決算時に収益分配があった場合にその分配金(税引前)を再投資したものととして算出した収益率に基づきます。
- ・基準価額および分配金再投資基準価額は、設定日前営業日(2005年1月27日)における値を10,000円として指数化しております。

◆期間別騰落率

	ファンド	(ご参考)円/米ドル
1ヵ月	0.8%	0.9%
3ヵ月	1.7%	-0.2%
6ヵ月	-0.4%	-3.9%
1年	20.2%	8.8%
3年	18.1%	10.5%
5年	74.7%	41.2%
10年	38.9%	-9.1%
設定来	83.2%	8.5%

ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額より算出しており、実際の投資家利回りとは異なります。(ご参考)円/米ドルは当該期間における対顧客電信相場仲値の騰落率であり、「+」が米ドル高円安、「-」が米ドル安円高を示しております。

◆分配等実績 (分配金は10,000口当たり、税引前)

決算期	日付	分配金	決算期	日付	分配金
第126期	2015/07/21	25円	第138期	2016/07/20	25円
第127期	2015/08/20	25円	第139期	2016/08/22	25円
第128期	2015/09/24	25円	第140期	2016/09/20	25円
第129期	2015/10/20	25円	第141期	2016/10/20	25円
第130期	2015/11/20	25円	第142期	2016/11/21	25円
第131期	2015/12/21	25円	第143期	2016/12/20	25円
第132期	2016/01/20	25円	第144期	2017/01/20	25円
第133期	2016/02/22	25円	第145期	2017/02/20	25円
第134期	2016/03/22	25円	第146期	2017/03/21	25円
第135期	2016/04/20	25円	第147期	2017/04/20	25円
第136期	2016/05/20	25円	第148期	2017/05/22	25円
第137期	2016/06/20	25円	第149期	2017/06/20	25円
			設定来分配金累計額		6,872円

設定来高値および設定来安値にて、各々、同一の基準価額が複数存在する場合、直近の日付を表示しています。運用実績および分配実績は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。当資料の作成において、投資信託説明書(交付目論見書)に記載する運用実績とは作成基準が異なる場合があります。そのため、両者の表記内容が一致しないことがあります。

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

資産組入状況

◆ポートフォリオの状況

外国債現物	0.0%
その他資産	100.0%
外国債先物	0.0%

その他資産は、100%から外国債現物の組入比率を差し引いたものです。

外国債組入銘柄数	0銘柄
平均利回り(終利)	--
平均直利	--

平均利回り(終利)は保有する債券の終利を、平均直利は保有する債券のクーポンを時価で除した値を、各々債券ポートフォリオ中の各銘柄の時価評価額で加重平均したものです。

◆公社債の残存年数別組入比率

残存年数	比率
1年未満	0.0%
1年以上3年未満	0.0%
3年以上5年未満	0.0%
5年以上7年未満	0.0%
7年以上10年未満	0.0%
10年以上	0.0%
修正デュレーション	--

修正デュレーションは債券価格の金利変動に対する感応度を示す指標です。この値が大きいほど、金利が変化した際の債券の価格変動が大きくなります。

◆公社債の格付け別比率

格付け	比率
BBB以上	0.0%
BB+	0.0%
BB	0.0%
BB-	0.0%
B+	0.0%
B	0.0%
B-	0.0%
CCC+	0.0%
CCC	0.0%
CCC-	0.0%
CC	0.0%
C以下	0.0%
無格付け	0.0%
加重平均格付け	--

加重平均格付けは保有する債券の格付けを、債券ポートフォリオ中の各銘柄の時価評価額で加重平均したものです。当ファンドの信用格付けを表示しているものではありません。

◆公社債の種別組入比率

順位	種別名	比率
1	--	--
2	--	--
3	--	--
4	--	--
5	--	--
6	--	--
計		0.0%

◆公社債組入上位10業種の組入比率

順位	業種名	比率
1	--	--
2	--	--
3	--	--
4	--	--
5	--	--
6	--	--
7	--	--
8	--	--
9	--	--
10	--	--

◆公社債組入上位20銘柄の組入比率

順位	銘柄名	クーポン	償還日	格付け	比率
1	--	--	--	--	--
2	--	--	--	--	--
3	--	--	--	--	--
4	--	--	--	--	--
5	--	--	--	--	--
6	--	--	--	--	--
7	--	--	--	--	--
8	--	--	--	--	--
9	--	--	--	--	--
10	--	--	--	--	--
11	--	--	--	--	--
12	--	--	--	--	--
13	--	--	--	--	--
14	--	--	--	--	--
15	--	--	--	--	--
16	--	--	--	--	--
17	--	--	--	--	--
18	--	--	--	--	--
19	--	--	--	--	--
20	--	--	--	--	--

表の格付けはS&P、Moody'sのうち、高い方の格付けを採用しています。(表記方法はS&Pに準拠)  
表の組入比率は純資産総額に対する比率を表示しています。

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

◆基準価額の変動要因分解

(円)

前月末 基準価額	当月末 基準価額	増減					
			為替レート 変動	債券利金 収入	債券価格 変動	分配金 支払	信託報酬等
7,223	7,257	34	66	29	-25	-25	-11

※ 上記の基準価額の変動要因分解は、該当期間中の日々の為替レートや利金収入などを基に、アセットマネジメントOneが算出した概算値であり、傾向を説明する為の参考値です。

※ 信託報酬等は、他の項目から求められた調整項目です。

◆基準価額の変動要因について

米国ハイイールド債市場は、おおむね横ばいとなりました。月中旬にかけては方向感なく推移しましたが、その後原油価格が下落基調を強めたことなどから、エネルギーセクター主導で下落しました。月末にかけては、原油価格の戻りを背景に、上昇に転じました。対米国国債スプレッドは拡大しました。

米ドルは、対円で上昇しました。各国中銀関係者の金融政策の正常化に前向きな発言を受けて、米国国債利回りが上昇したことなどが、上昇要因となりました。

なお実質的に米国ハイイールド債に投資を行う「ルーミス米国ハイイールドマザーファンド」においては、7月の繰上償還(信託終了)に向け、組入れていた公社債を6月末にかけて全売却しました。

上記の結果、為替レート変動要因や債券利金収入などがプラスに寄与し、基準価額は上昇しました。

◆今後の運用方針

当ファンドは、2017年7月20日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

◆お知らせ

今月のお知らせはありません。

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

## ■ファンドの特色

ルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]は、米国の米ドル建ての高利回り事業債(以下「ハイイールド債」といいます。)に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

1. 米国の米ドル建てハイイールド債を主要投資対象とします。

◆原則として、取得時においてBB+格(スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社)もしくはBa1格(ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)社)以下の格付けが付与されているハイイールド債を中心に投資を行い、高い利息収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。

◆ファンド全体の加重平均格付けを、B格(S&P社)もしくはB2格(Moody's社)相当以上とすることを基本とします。

\* 加重平均格付けとは、各組入公社債等の格付けを、それぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

◆公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

\* 同一発行体の発行するハイイールド債への投資割合は、信託財産の純資産総額の2%を上限とします。

◆「ルーミス米国ハイイールドマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3. ルーミス・セイレス社(正式名称:ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー)が徹底した調査に基づく銘柄選択能力を駆使してマザーファンドの運用を行います。

◆マザーファンドにおける円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、ルーミス・セイレス社に委託します。

4. 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、毎月安定した収益分配を目指します。

◆分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。以下同じ。)等の全額とします。

◆分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

◆売買益については、原則として毎年6月および12月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。

◆収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

**※原則として、安定した収益分配を行うことを目指しておりますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。**

**※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。**

## ■基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**

### 信用リスク

当ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる可能性も高いと考えられます。当ファンドが投資するハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

### 為替変動リスク

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。当ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

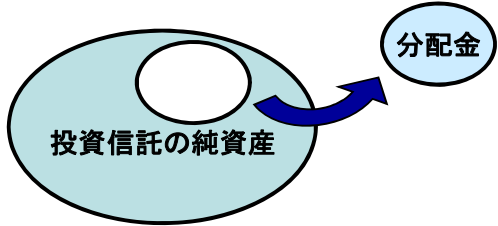
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

**後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。**

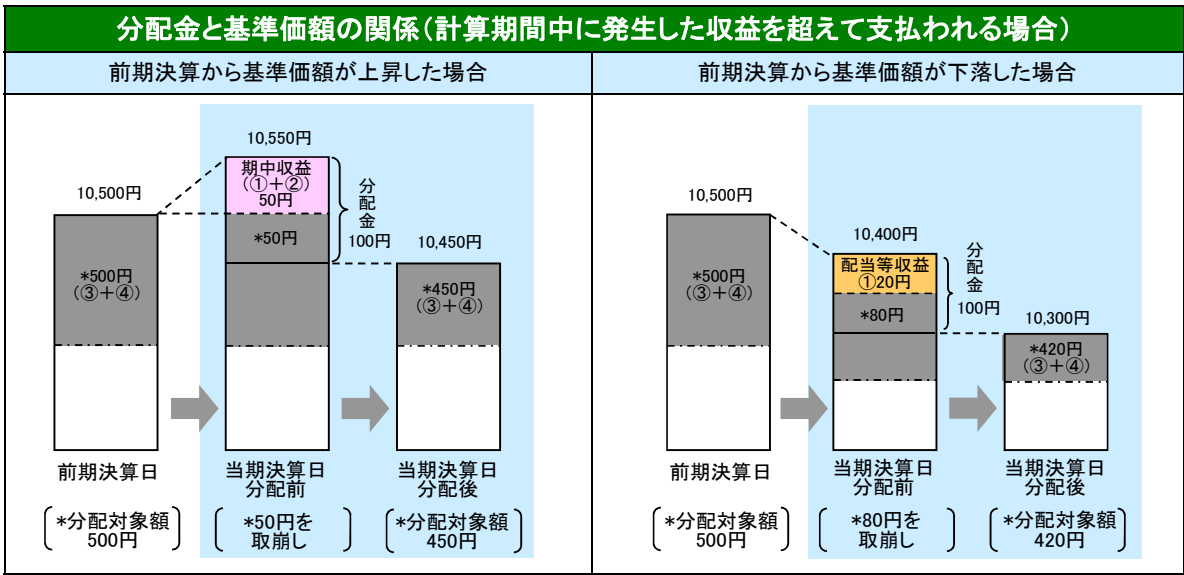
■収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

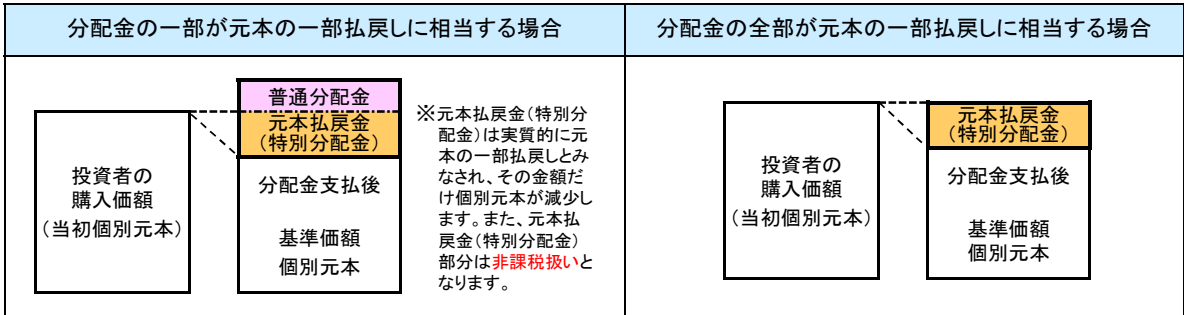


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
 分配準備積立金: 期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。  
 収益調整金: 追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。  
 ※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。  
 (注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

## ■お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万円当たりで表示しています。）
購入代金	購入申込日から起算して5営業日目までにお支払いいただきます。 なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	1万円単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までには販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。
購入・換金 申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止及び 取消し	換金申込みの請求金額が多額な場合の換金のお申込み、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金のお申込みについては、お申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	2017年7月20日まで（2005年1月28日設定）
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者（受益者）の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

## ■ファンドの費用・税金

### <ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※手数料率の上限は3.24%（税抜3%）です。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率（年率1.62%（税抜1.5%）） ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
その他の費用・ 手数料	以下のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。 信託財産に関する租税／監査費用／信託事務の処理に要する諸費用／外国における資産の保管等に要する費用／組入有価証券の売買時の売買委託手数料 等 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。
上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。	

### <税金>

個人の投資者（受益者）の場合、普通分配金および換金時・償還時の差益に対して課税されます。 ※詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。 ※少額投資非課税制度をご利用の場合、非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
--

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

